

平成28年5月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月10日（火） 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員（19名）

1番	草場 學	3番	中村 洋子
4番	平山 政之	5番	重松 淳一
6番	山田 武二	7番	坂田 俊博
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	15番	大中 弘毅
16番	武下 博俊	17番	藤井 豊志
18番	寺崎 廣喜	19番	永利 昇
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に欠席した委員（4名）

2番	後藤 感二	8番	高松 昭夫
14番	白水 隆資	20番	柳 文子

6. 会議に出席した事務局職員（4名）

○議長 ただいまの出席委員は19名で委員定足数に達しております。なお後藤委員、高松委員、白水委員、柳委員 より欠席届が出ています。よって、平成28年5月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、21番 永利春雄 委員、3番 中村洋子 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について3件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は横隈の田1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に、1ページから3ページの番号2は乙隈、干潟、吹上、山隈地内の農地22筆です。親子間の贈与でございます。

(価格、場所の説明)

次に、番号3は松崎、山隈地内の農地10筆です。親子間の贈与でございます。

(価格、場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から

事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、二森地内の畑1筆です。一般個人住宅を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は前面道路に上下水管が埋設され、おおむね500メートル以内に医療施設が複数存在するため第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ありません。また、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局よ

り説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 つぎに議案第3号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 1件を議案とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案書の6ページをお願いします。

それでは議案第3号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について ご説明いたします。

番号1は力武地内で農振農用地区内の田1筆です。住宅建築のため、小郡市農業振興地域整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。今回、農振除外に係る計画変更に伴い、小郡市から意見が求められているものです。

(図面で場所等の説明)

申請地は、概ね500m以内に複数の教育施設が有り、また前面道路に上下水道が埋設していることから第3種農地に該当するので、原則農地転用ができます。先月開催しました地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。

申請地番など詳細は記載の通りです。以上で説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号 小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてでございますが、事務局からの説明を受

け、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認し市に報告いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出9件につきまして報告いたします。今回件数が多いことから地区名など省略させていただきます。

番号1は貸借期間の調整のための合意解約です。

次に、番号2は贈与のための合意解約です。

次に、番号3は借手の変更による合意解約です。

次に、議案書の8ページの番号4から9ページの番号8は借手の変更による合意解約です。

次に、議案書の10ページの番号9は売買のための合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、5件の報告いたします。

番号1は、駐車場に使用するため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。

次に、番号3は宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の12ページの番号4は駐車場に使用するため、届出が提出されたものです。

次に、番号５は建売住宅建設のため、届出が提出されたものです。  
詳細につきましては議案書記載の通りでございます

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項２件につきまして何か  
ご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
これをもって５月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成２８年５月１０日（火） 午後２時２５分閉会